

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 61 号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和 32 年岩手県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第 1 条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第 1 条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名 称	区 分	課 程 等	学 科	位 置	名 称	区 分	課 程 等	学 科	位 置
[略]					[略]				
岩手県立黒沢尻 工業高等学校		全日制	機械科	[略]	岩手県立黒沢尻 工業高等学校		全日制	機械科	[略]
		全日制	電気科				全日制	電気科	
		全日制	電子科				全日制	電子科	
		全日制	電子機械科				全日制	電子機械科	
		全日制	工業化学科				全日制	工業化学科	
		全日制	土木科				全日制	土木科	
		全日制	材料技術科				全日制	材料技術科	
		定時制	産業科				定時制	産業科	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。					備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。